

令和3年9月16日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和3年9月15日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 名 称 | 山本皮フ科・形成外科 |
| (2) 所 在 地 | 東京都杉並区和泉三丁目5番5号
フレサ永福町ビル2階 |
| (3) 開 設 者 | 山本 宏三 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和3年9月17日 |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 山本 宏三（58歳） |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和3年9月17日 |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

行われていない処置及び手術の診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、処置や手術を行ったものとして診療報酬を請求しているにもかかわらず、診療録には、これらの処置や手術に関する記載が無いものが複数認められたことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、付増請求による不正な診療報酬請求が強く疑われたことから、指導を中止し、令和元年7月23日から令和2年12月14日までに計9回の監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分 of 主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 請求時点において診療録に検査結果の記載がなく、請求根拠のない検査の診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	130件
不正請求額	3,627,581円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。